



# 2021

## 経営革新計画の御案内

中小企業等経営強化法に基づき千葉県知事が承認します。

### 千葉県



## 経営革新計画の概要

中小企業等経営強化法に基づき、企業の皆様が、新事業活動にチャレンジすることで経営力の向上を目指し、その経営力の向上までの道しるべとなる経営革新計画書を作成して知事の承認を得るものです。

この計画書は、今後の経営の方向性などを数値目標として表現することが必要です。これにより経営者が漠然と考えていた将来像が明確になり、従業員と考えを共有できることで、従業員の士気向上や企業の活性化に繋がっていきます。

## 経営革新計画の要件

既存事業とは異なる**新事業活動**に取り組み、**経営の相当程度の向上**を達成する内容である必要があります。（事業期間3～5年）

### 新事業活動

次のいずれかに取り組むことを言います。

- 1 新商品の開発又は生産
- 2 新役務（サービス）の開発又は提供
- 3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 4 役務（サービス）の新たな提供の方式の導入
- 5 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

### 経営の相当程度の向上

次の2つの指標が相当程度向上することを言います。

- 1 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」  
「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費  
(リース料含む)
- 2 「給与支給総額」  
「給与支給総額」=役員報酬+給料+賃金+賞与  
+給与所得とされる手当

事業期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年	9.0%以上	4.5%以上
4年	12.0%以上	6.0%以上
5年	15.0%以上	7.5%以上

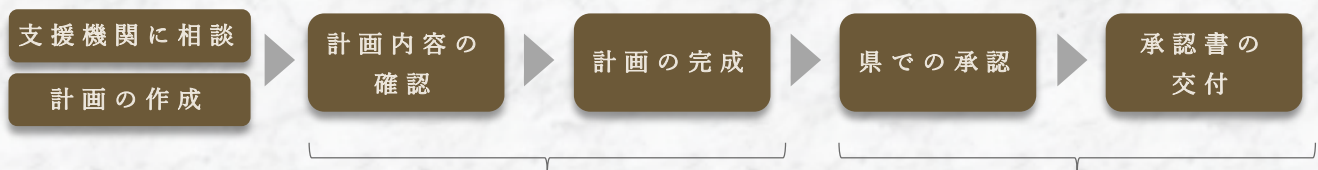


## 承認企業への支援制度

低利融資	千葉県（挑戦資金）や日本政策金融公庫（新事業活動促進資金）による低利融資
信用保証	信用保証協会による別枠保証及び保証限度額引き上げ
販路開拓	都市部への販路開拓支援事業（販路開拓コーディネート事業） ビジネスフェア等展示会への出展等の助成（中小企業総合支援事業）
その他	海外展開や投資による資金調達の支援制度

※ 経営革新計画の承認は融資等の支援策の利用を保証するものではありません。  
支援制度ごとに審査などが別途必要になるので、利用の際は各実施機関にご相談ください。

## 承認までの流れ



県庁経営支援課が内容を確認します。  
所要時間の目安：1~2ヶ月

計画の完成した翌月に審査会で承認・不承認を審査し、承認された場合は知事による承認書を交付します。

## 申請書類一覧

申請書

定款（法人の場合）

履歴事項全部証明書  
（個人の場合は住民票）

確定申告書一式  
（最近2期分）

決算書（最近2期分）

事業案内書  
（会社経歴書・パンフレット等）

役員等名簿

誓約書

その他資料  
（図面、特許等）

申請書様式及び記載要領等は、県のHPからダウンロードが可能です。  
（<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/shiryous.html>）

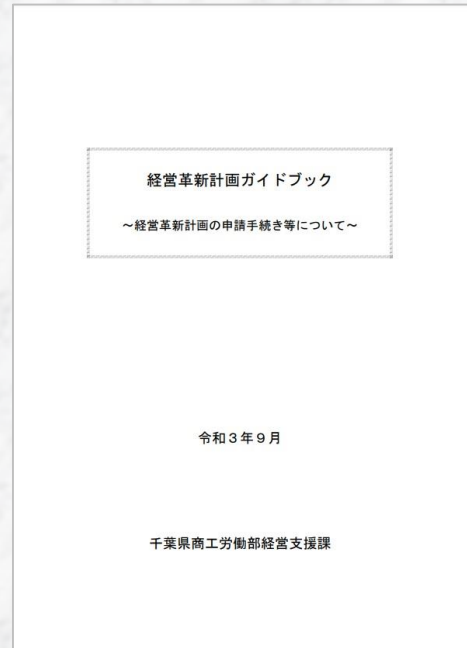
## 経営革新計画ガイドブック

手続きの詳細は「経営革新計画ガイドブック」に記載しているので、申請をお考えの方は必ずご確認くださいようお願いします。

同ガイドブックには、事前チェック及び承認審査の主なポイントや、申請書の具体的な記載例等を記載しています。

前述の申請書様式等と同じく県のHPからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/shiryou.html>



## 法律改正に伴う変更点

令和3年度の法律改正により、申請対象や申請様式に変更があります。

<特定事業者として申請対象となる会社及び個人の基準>

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業)	500人以下
小売業	300人以下

※その他組合も一定の要件を満たせば対象になります。

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※新制度で対象外となる中小事業者は令和5年3月31日まで経過措置として申請が可能です。

## 令和3年度経営革新優秀企業表彰最優秀企業賞受賞

**KAMAGAYA**



代表取締役 今井 靖彦氏

鎌ヶ谷巧業 株式会社

業 種：鉄骨製造業

所在地：鎌ヶ谷市東初富6-7-20

資本金：10,000千円

従業員数：120名

◇◇◇

承認年月日：平成28年5月31日

計画テーマ：最新設備導入とネットワーク接続による  
2工場一体管理体制の構築

### 【取組内容】

建築用鉄骨の需要増への対応として、工場稼働率の向上と遠隔地に建設する新工場との連携した生産管理が必要となっていた。

そこで、最新の溶接ロボットの導入と、各工場の生産状況等をIoTによるデータ連携等により、作業員等の負担増のない形での生産性向上を実現した。

(計画期間H28.6～R2.11)



本社及び主力工場外観

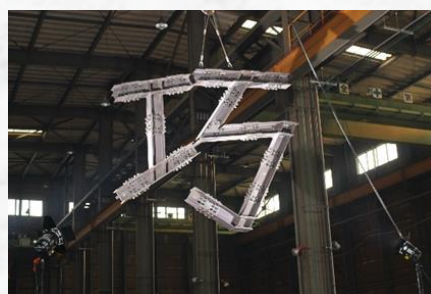
溶接ロボット

全自動1次加工ライン

### これから経営革新にチャレンジされる経営者にアドバイス

世の中が目まぐるしく変化する時代を迎えていて、かつては10年スパンで考えていたことを5年或いはもっと短いスパンで考えなければ時代に取り残されてしまうと感じています。経営者が会社を存続・発展させ、従業員やその家族を守るためには、広い視野を持っていろいろな観点から自社の進むべき方向を決める必要があると思いますが、環境変化が激しさを増していることを考えると、柔軟性も求められてきます。企業を取り巻く環境の変化は国内だけを見るよりもグローバルな視点で見るとより激しくなりますので現状は国内に限った事業を展開している企業におかれても、例えば米国や中国などの動きを考慮した

新たな展開を検討されると良いと思います。経営革新は、本業+何か新しいことから構成されていますので、本業における自社の強みを活かしながら新たな展開を考えるいいきっかけになると思います。5年以内の短いスパンで作成する経営革新計画は貴社の進むべき方向の決定に極めて有効と考えます。



拘りの『巧』



## 令和3年度経営革新優秀企業表彰優秀企業賞受賞

### カナヤ食品



代表取締役 座古 裕久氏

株式会社 カナヤ食品  
業 種：めん類製造業  
所在地：旭市鎌数9163-25  
資本金：10,000千円  
従業員数：68名


◇ ◇ ◇

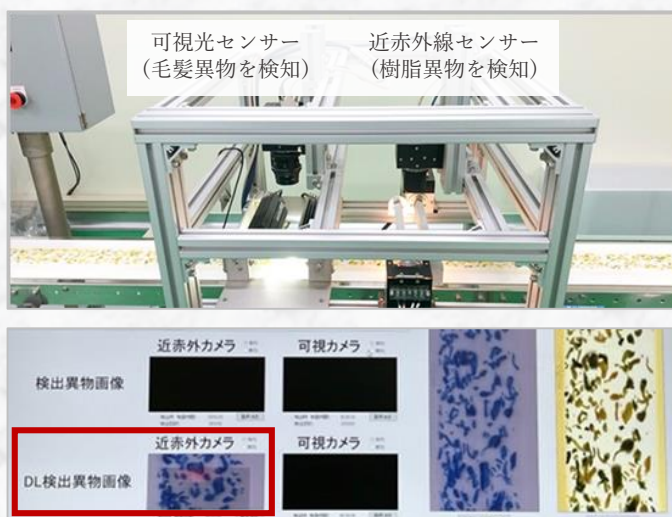
承認年月日：平成28年9月29日  
計画テーマ：近赤外線分光技術を応用した乾燥食品の選別システムの開発

#### 【取組内容】

即席めん用の乾燥具材などへの異物混入防止について、糸状のビニール片などの軟質異物は金属探知で発見できず、目視による選別が必要であったところ、近赤外線分光技術やAI技術を応用した独自の選別システムをJFEテクノロジー社とともに開発し、導入した。

(計画期間H28.10～R2.9)

検出困難だった微細な樹脂異物をAIを駆使して検知  




#### これから経営革新にチャレンジされる経営者にアドバイス

何度も推敲を重ねるとそれが現実になるといった意味の故事がありますが、事業計画書を何度も書き直して完成させると実現可能性の高い計画になっていきます。当社には中期5カ年計画の事業計画は作成していましたが、それらはスローガンの目標であり、社員に方向性を示すものでありました。

経営革新計画は、夢と具体的な将来像を戦略と数値の両面から作り上げていく事業計画であり、少し背伸びした計画とすることで、本気目線でのシミュレーションにつながっていきます。

補助金申請を有利にするための計画など、最初の動機は何であっても構わないと思います。経営革新に本気で取組んで、推敲を重ねた事業計画づくりを実施すれば、皆様の会社の夢の実現を近づけることができます。是非、経営革新に挑戦して夢を実現させてください。



## 令和3年度経営革新優秀企業表彰優秀企業賞受賞



株式会社 福富製作所



代表取締役 石崎 雅彦氏

株式会社 福富製作所

業種：金属製品製造業

所在地：旭市口の537番地

資本金：10,000千円

従業員数：26名

◇◇◇

承認年月日：平成28年10月27日

計画テーマ：ITを活用したリフォーム用特殊門扉の生産プロセスの革新と構築

### 【取組内容】

オーダー門扉製造において、従来は手加工が中心であったところ、専用機械による自動システム導入とタブレット端末による進捗管理により生産工程を効率化し、さらに、リフォーム需要向けとして既存の他社ルールへの自社製品設置を簡易にできるプロセスを構築した。「RE門扉」として商標登録。（計画期間H28.11～R3.1）



### これから経営革新にチャレンジされる経営者にアドバイス

経営革新への取組を振り返ってみますと、もしもあの時何もやらずにいたら今頃どうなっていたのだろうかと考えます。現状維持を選んでいたら、きっと衰退の道を歩んでいたことと思います。皆様に何かやりたいことがあって、実行するかどうかを迷っているのであれば、経営革新にトライしてみる価値が十分にあると思います。経営革新は、自社の事業計画を第三者に評価され認めってもらう制度ですが、事業計画を何回も作り直すことで頭の中がクリアになり、数値目標も明確になっていきます。自社の戦略を数値とリンクさせた形で整理するのが経営革新の特長です。経営革新は

製造業のためのものといったイメージがあるかもしれませんが、商業・サービス業の方にとっても経営革新は有意義な取組です。迷っているのであれば、経営革新に是非トライしてみてください。





## 相談・申請窓口

千葉県商工労働部 経営支援課 経営支援班

所在地：〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎14階）

電話番号：043-223-2712

## 相談窓口

支援機関名	所在地	電話番号
(公財)千葉県産業振興センター	〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階	チャレンジ企業支援センター 043-299-2907 千葉県よろず支援拠点 043-299-2921
千葉県中小企業団体中央会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3階	043-306-3282
千葉県商工会連合会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル5階	043-305-5222
(一社)千葉県中小企業診断士協会	〒260-0013 千葉市中央区中央3-10-6 北野京葉ビル3階	043-301-3860

※上記のほか各商工会議所・商工会においても相談を受け付けています。